

# 医学または獸医学の研究、ワクチン類の開発、 検定あるいは製造に供される種卵の輸入検疫要領について

昭和46年5月15日 46動検 第930号  
平成元年1月31日 元動検甲第 85号

近年、養鶏産業上問題とされているマレック病については、同病予防のためワクチンの開発研究が内外の研究機関等で進められており、海外の一部の国ではすでに製品として市販されている模様である。わが国においても同ワクチンの開発研究のため家畜伝染病予防法第36条第1項但書の規定にもとづき農林大臣の許可をうけてマレック病ウイルスが輸入されており、また本病の試験、研究等に使用されるRIF COFAL free等の種卵の輸入増も予想されている。

一方、RIF free鶏卵の輸入検疫については、昭和40年6月15日付け40動検第963号、昭和41年8月6日付け41動検第1581号および昭和43年11月1日付け43動検第1836号によりその検疫要領を定めて実施してきたところであるが、RIF COFAL free等の種卵は一般養鶏産業に直接関係のない医薬品等の許可製造業者、指定検定機関、その他研究機関の施設内において使用されるものであり、その取扱いも極めて限定されたものとなっている。

のことから、一般養鶏産業に供されないものであって、医学または獸医学の研究、ワクチン類の開発、検定あるいは製造に使用される種卵の輸入については、今後別記要領により検疫を実施することとしたのでご了知のうえ、関係者を指導されたい。

なお、本要領は昭和46年6月1日から実施することとし、前記3通達は同日付で廃止するので併せてご了知願いたい。

おって、都道府県畜産主務課長および関係者には別紙写し（省略）(1)ならびに(2)のとおり通知したので申し添える。

## 別 記

### 医学または獸医学の研究、ワクチン類の開発、検定あるいは 製造に供される種卵の輸入検疫要領

#### 1. 種卵の定義

本要領にいう種卵とは、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第37条にもとづく法施行規則（以下「規則」という。）第45条第1項第2号の卵であって、一般養鶏産業用としてふ化し、飼養、繁殖されるものでなく、医学または獸医学の研究、ワクチン類の開発、検定あるいは製造用のみの目的のため、後記2にもとづく場所に搬入され、発育胎児中あるいはふ化後一定期間中に処分されるものをいう。

#### 2. 種卵搬入取扱場所の立入調査等

動物検疫所長（支所長を含む。以下同じ。）は、種卵の搬入取扱い場所の責任者か

ら別紙様式第1号により、種卵の輸入計画および当該卵の処理等に関する誓約書の提出をうけたときは、家畜防疫官をして関係場所に立ち入らせ、次の事項について調査を実施するものとする。

家畜防疫官の立入調査にあたっては、できる限り管轄の、家畜保健衛生所家畜防疫員の立会を求めるものとする。ただし、施行の日において法第40条第3項但書にもとづき検査の場所として指定をうけている場所については、当該立入調査は省略できるものとする。

(1) 施設等 種卵を搬入し、これを取扱う施設は他の養鶏関連施設から隔離された状態にあり、無精卵、発育中止卵、種卵の残余物あるいは死亡または殺処分鶏の事後処理が完全に実施できる焼却炉その他の設備を有していること。

また、種卵のふ化に供するふ卵器、育す器その他関係器具類は衛生的に保持され、取扱いにあたって家畜の伝染性疾病の病原体の散逸するおそれがないものであること。

(2) 取扱い責任者等 種卵の取扱い責任者および担当者は、家畜衛生に関する知識ならびに关心が深く、かつ、家畜防疫官の指示事項を遵守できる者であること。

### 3. 立入調査結果の通知

動物検疫所長は、前記2により立入調査を実施した結果、種卵を当該場所に搬入のうえ取扱っても差し支えないと認めた際は、その旨を別紙様式第2号により種卵の搬入取扱予定場所責任者に通知するとともに、同書写しを輸入港(飛行場を含む。以下同じ。)を管轄する動物検疫所長(出張所長を含む。)に送付するものとする。

### 4. 輸入港での検査等

(1) 検査 輸入港を管轄する動物検疫所の家畜防疫官は、前記3により通知のあった場所に搬入される種卵について法第40条第1項の規定にもとづく検査を行ない、同検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、関係者に対して当該卵の輸送等についての防疫的指示を与えたのち、輸入検疫証明書を交付するものとする。

(2) 関係都道府県への通知 前記4の(1)の検査を行なった家畜防疫官は、当該卵の発送にあたっては関係都道府県畜産主務課長あて別紙様式第3号の通知をその都度行なうものとする。

### 5. 種卵取扱場所責任者の報告

前記3の通知をうけた種卵を取扱う場所の責任者は、当該卵が到着した際、速かに別紙様式第4号により到着した旨の報告を、また発育胎児あるいはふ化後一定期間飼育し、試験等に供した後、殺処分の処置をとる場合は、別紙様式第5号によりそれぞれ当該卵の処置経過および処置終了の報告を前記2により立入調査を行なった動物検疫所長および輸入港を管轄する動物検疫所長(出張所長を含む。)に行なうものとする。

### 6. その他

(1) 有効期間 動物検疫所長の交付する別紙様式第2号の有効期間は発行の日から2カ年とする。

(2) 立入調査、指導等 前記2の調査を行なった動物検疫所の家畜防疫官は、当該場所へ適宜立ち入り、調査、指導等を行なうものとする。

(3) 搬入の停止 前記3により別紙様式第2号の通知を行なった動物検疫所長は、

その後において種卵を当該場所に搬入することが家畜防疫上適当でないと認めたときは、搬入取扱場所責任者へ搬入に関する停止を指示し、その旨を輸入港を管轄する動物検疫所長（出張所長を含む。）に通知するものとする。

- (4) 本要領を適用しない種卵は、従前のとおり法第40条第3項但書の規定によることとする。

## 引紙様式第1号

種卵の輸入計画及び処置等に関する誓約書

年 月 日

動物検疫所 長 聞  
輸入取扱場所名  
及び責任者 ①

弊社は下記の記載事項を輸入し、その目的以外にこれを使用し、又は他に譲与しないこと及び使用後の残余物、殺死体等はすべて燃却などの処置をとり家畜防疫に万全を期すことを誓約します。

記

1. 種卵の名称及び輸入目的（具体的に記載）
2. 種卵の生産農場及び所在地
3. 輸入予定期日及び輸入手定個数（2ヵ年間の予定期を記載する。）
4. 取扱商社
5. 輸入港からの輸送方法
6. 種卵取扱場所（場所及び開設施設の配置図等添付）及び取扱方法（具体的に記載）
7. 使用後の処置方法
8. 取扱担当者

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

年 月 日

動物検疫所 長 聞

輸入種卵の搬入について

記

1. 輸入種卵の種類：
2. 種卵の使用目的、ワクチンの開発研究、検定、製造
3. 種卵の搬入場所名：  
及び取扱責任者名
4. 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで
5. 指 示 事 項

- (1) 上記2の目的以外に使用しないこと。
- (2) 種卵を他人に譲りしないこと。
- (3) 種卵の販賣に当たっては、家畜防疫上支障のない方法によること。
- (4) 取扱担当者又は取扱場所に変更を生じた場合は直ちに届け出ること。
- (5) そ の 他

6. そ の 他

## 引紙様式第2号

## 別紙様式第3号

## 別紙様式第4号

### 輸入種卵の仕向通知書

### 輸入種卵到着報告書

(都道府県) 畜産主務課長 殿

年 月 日

動物検疫所(支所・出張所)

下記の種卵を 年 月 日貴(都道府県) 向け送付いたします。

1. 種 種類

2. 個 数

3. 仕出 国名

4. 取扱商 社名

5. 仕向 地名

6. 荷受人氏名

7. 輸入検疫證明書番号

8. 指示書番号

長 暫

動物検疫所

都道府県

市郡

区町

1. 種卵の名称

2. 個数

3. 輸入検疫證明書番号

4. 指示書番号

5. その他参考となる事項

輸入販賣場所名

及び責任者名

①

年 月 日 (輸入港名) に輸入された下記種卵は、

場所名) に到着したので報告します。

記

輸入販賣場所名

及び責任者名

①

年 月 日 (輸入港名) に輸入された下記種卵は、

場所名) に到着したので報告します。

1. 種卵の名称

2. 個数

(内破卵 個)

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

## 別紙様式第5号

### 輸入種卵の処理報告書

年 月 日

動物检疫所 長 殿  
輸入取扱場所名  
及び責任者名  
④

年 月 日に当所に到着した種卵(名称)は、下記のとおり処置しましたので報告します。

記

1. 入卵月日及びその個数 月 日 個 無精卵 個
2. 梅卵月日及びその結果 月 日 発育卵 個
3. 発育中止卵個数
4. 接種月日又は雌飼育月日及びその個数
5. 初生ひな産卵日及びその羽数 月 日 羽
6. 接種月日及びその羽数 月 日 羽
7. 飼育期間中の死亡、とう法等の羽数及びその原因
8. 最終殺処分月日及びその羽数 月 日 羽
9. その他

(注) 必要でない項目は、これを一線で消す。

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。